

坂出市議会議長交際費の支出および公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、坂出市議会議長交際費（以下「議長交際費」という。）の適正かつ公正な執行を図るため、その支出および情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出の相手方)

第2条 議長は、坂出市議会および市政運営に直接かつ密接に関係のあるものならびに議長が特に必要と認めるものに、社会通念上妥当と認められる範囲内で、議長交際費を支出することができるものとする。

(支出区分)

第3条 議長交際費の支出区分は、次のとおりとする。

- (1) 慶 祝
- (2) 弔 慰
- (3) 見 舞
- (4) 会 費
- (5) 贈 答
- (6) 賛 助
- (7) その他

(支出基準)

第4条 前条各号の支出区分に対応する一般的な支出金額の基準は別表のとおりとする。ただし、これによりがたいと認められる場合は、公共性および公益性等を考慮し、議長が決定した額とする。

2 前項の規定にかかわらず、宗教行事または宗教的内容を伴う行事および政党その他の政治団体に対するものについては支出しないものとする。

(公表する内容)

第5条 議長交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。ただし、公表する情報に坂出市情報公開条例（平成14年坂出市条例第1号）第7条第1号に掲げる情報が含まれている場合は、これを除くことができる。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出先等
- (5) 支出金額

(公表の時期)

第6条 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までにを行うものとする。

(公表の方法)

第7条 議長交際費の公表は、第5条の内容を坂出市ホームページに掲載するとともに、これを坂出市議会事務局において閲覧に供する方法により行うものとする。

(議長交際費の見直し)

第8条 議長は、議長交際費の支出内容または支出金額が、市民感覚と合致したものになるよう、社会情勢等の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が定める。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）一般的な支出金額の基準

支出区分	支出内容	支出金額	備 考
慶 祝	記念式典、周年行事等への出席	5千円以内	市が委託、助成する行事を除く。
	全国大会等出場への激励	5千円以内	チームの場合は、3万円以内とする。
弔 慰 見 舞	別に定める弔慰基準による。		
会 費	会費または飲食を伴う会合、懇親会等への出席	明示された金額	
贈 答	国内外からの公式訪問、姉妹都市等を訪問する際の記念品	社会通念上妥当と認められる範囲内	
	委員会の行政視察の土産	5千円以内	
賛 助	民間団体が行い、その趣旨、目的等が公益性の高い活動で、賛同できるものへの協賛	1万円以内	金額が明示されている場合は、その金額
そ の 他	議長および副議長の名刺	実費相当額	
	その他議長が特に必要と認めるもの	社会通念上妥当と認められる範囲内	

弔慰基準

対 象	関 係	弔 慰		見 舞 (2週間以上の 入院, 罹災)
		香 典 (限度額)	生花または 花輪	
市議会議員	本人	1万円	実費相当額	1万円
	実父母, 配偶者, 子	5千円	実費相当額	—
市長, 副市長, 教育長, 病院事業管理者	本人	1万円	実費相当額	1万円
	実父母, 配偶者, 子	5千円	—	—
市行政委員等 ※1	本人	1万円	実費相当額	1万円
公共的団体の長等 ※ 2	本人	5千円	—	—
市職員	本人	1万円	—	—
元市議会議員	本人	1万円	実費相当額	—
地元選出国會議員, 県議 會議員	本人	1万円	実費相当額	1万円
	実父母, 配偶者, 子	5千円	—	—
市政に対し特に貢献が あったと認められる者	本人	5千円	—	—
国, 県, 他市町等	議長が特に必要と認めるもの			

※1 市行政委員等

監査委員, 教育委員会委員, 選挙管理委員, 農業委員会委員, 公平委員会委員, 固定資産評価
審査委員会委員等

※2 公共的団体

非常勤公務員による団体

消防団, 民生児童委員協議会, 保護司会等

地域活動団体

自治会, 婦人会, 老人クラブ等

市関係団体

商工会議所, 農業協同組合, 漁業協同組合, 社会福祉協議会等